



にいがたGIS協議会 会則

= 健やかで豊かな郷里を作るため、新潟県の情報化をGISで支援します =

事務局：新潟県新潟市美咲町1丁目4番15号

中央グループ株式会社内

制定 平成17年8月25日

会 則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本協議会の名称は『にいがたGIS協議会』とする。

(目 的)

第2条 本協議会は中越大震災を契機として、必要性が強く認識されたGISについて、新潟県における空間情報の共有/流通を促進することにより、新潟地域の空間情報リテラシーの向上を図り、新事業・新サービス、新会社の設立などを創出するため、「GIS基盤技術の拡充」と「新市場の創生」をめざすものとする。

(事業内容)

第3条 本協議会は第2条の目的を達成するため、次の内容を重点活動とする。

1. 中越地域の大震災復興基盤の支援及び貢献。
2. GIS・レーザ計測技術・RS・GPS・DB・CH等に関する勉強会の開催。
3. 地域へのGISの普及・啓発。
4. 会員間相互の情報交流及び産業の活性化、産業創造。
5. GIS等の情報の収集・提供。
6. GIS等の利用技術に関する研究。
7. 学術分野、産業分野、行政機関との連携。
8. 県内外各地のGIS等に関連する協議会等の活動の連携。

(事業・会計年度)

第4条 会計期間は、4月1日～翌年3月31日までとし、会計期間終了後、速やかに会計報告を行うこととする。ただし当初年においては、変則的な会計年度になるため、その限りではない。

第二章 会 員

(会 員)

第5条 会員は協議会の趣旨・目的に賛同する者とし、協議会会員は正会員と賛助会員により構成する。

1. 正会員 : 新潟地域に本社のある企業及び団体を持って正会員とする。
2. 賛助会員 : 協議会の趣旨・目的、諸活動などに協力していただける正会員以外の企業、又は個人事業者であること。
3. 顧問及びアドバイザー : 本会に対して学術的な見地から助言・指導をする個人、または団体。

(協議会の構成)

第6条 この協議会の構成は、以下の構成により運営することとする。

1. 運営委員会
2. 専門(部会)委員会

(入会と退会)

第7条 この協議会の入会と退会は以下のとおりとする。

1. 協議会に入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入して運営委員会事務局に提出し、運営委員会の全会一致の決議承認を得るものとする。
2. 会員は退会の際、運営委員会事務局に速やかに退会届けを提出しなければならない。

(除 名)

第8条 この協議会の会員として適当でないと認めるときは、運営委員会の全会一致の決議を経て、これを除名することができる。

(会 費 等)

第9条 会費について以下のように定めるものとする。

1. 会員は本会の運営及び事業に要する費用として、以下に定める年会費を納入する。
 - (1) 正会員 : 5万円
 - (2) 賛助会員 : 3万円
2. 一度納入された年会費は、脱会等の理由があってもこれを返還しない。
3. 本事業において会長が必要と認めるとき、臨時に負担金を徴収することができる。

第三章 役員

(役員の種類)

第10条 本協議会は次の役員を置く。ただし、兼務を妨げるものではない。

- | | |
|---------|----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 監事 | 1名 |
| 4. 事務局 | 1名 |
| 5. 運営委員 | 7名 |

(会長等の選出)

第11条 会長、副会長、監事、事務局は運営委員の互選により選任する。

(役員の職務)

第12条 役員は次の会務を行う。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、不在の場合はこれを代行する。
3. 運営委員は運営委員会を構成するとともに会長を補助し会務を執行する。
4. 監事は本会の会計、業務執行状況を監視し、また、運営委員会に出席して意見を述べることができる。
5. 事務局は運営委員会に参画すると同時に、会務の全ての事務に関する事項を統括する。

(役員の選任)

第13条 運営委員は、総会において正会員のうちから選任する。

任期は1年とし、再任は妨げないものとする。また、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第四章 会議

(会議の種類)

第14条 会議は総会及び運営委員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第15条 総会は全正会員をもって構成する。

(開 催)

第16条 会議は会長がこれを召集し、次のとおり開催する。

1. 通常総会は毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内。

2. 臨時総会は次のいずれかの場合に開催する。

会長が必要と認めたとき。

正会員の過半数の者から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があったとき。

監事とその職務上必要と認めたとき。

3. 運営委員会は次のいずれかの場合に開催する。

会長が必要と認めたとき。

運営委員の過半数の者から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があったとき。

(議 長)

第17条 会議の議長は会長、または副会長がこれにあたる。

(定 足 数)

第18条 会議はこれを構成する正会員、または運営委員及び事務局の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第19条 会議の議事は出席正会員または運営委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項等)

第20条 総会は次の事項を議決する。

1. 事業計画及び予算
2. 事業報告及び決算
3. 会則の変更
4. 役員を選任
5. 総会で必要と認めた事項

(賛助会員)

第21条 賛助会員は総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(運営委員会の議決事項)

第22条 運営委員会は次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. 規則及び細則の制定・変更
4. 会員の入会、退会及び除名に関する事項
5. 顧問、事務局長及び委員会委員に関する事項
6. 事務局、委員会の設置
7. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第23条 会議の議事については議事録を作成し、出席者の代表1名が署名捺印し、事務局がこれを保存する。

第五章 会 計

(会 計 年 度)

第 24 条 会計年度は第 4 条と同様に毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(経 費)

第 25 条 本会の運営のための経費は、年会費、臨時負担金その他の収入をもって支弁する。

(予 算)

第 26 条 本会の収支予算は年度開始前に会長が作成し総会の議決を経て定める。ただし、年度開始前に予算が成立しないときは、予算が成立するまでの間、前年度予算に準じて執行する。

(決 算)

第 27 条 本会の収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第六章 委員会の設置

(専 門 (部 会) 委 員 会)

第 28 条 この協議会の事業展開を円滑に行うために、運営委員会の承認を得て専門(部会)委員会を設置することができる。

なお、当初において専門(部会)委員会は、総務、及び広報委員会を設置する。

(顧 問 及 び ア ド バ イ ザ ー)

第 29 条 本会には、顧問及びアドバイザーをおくことができる。

1. 運営委員会及び作業部会には、この協議会の目的及び事業を円滑に行うため、顧問及びアドバイザーを置くことができる。
2. 運営委員会及び専門(部会)委員会は必要に応じて、アドバイザーに意見を求めることができる。

第七章 付 則

(会則の変更)

第30条 この会則の変更は、運営委員会の議決を経て総会に諮るものとする。

(規則及び細則)

第31条 本会の会務運営に必要な規則及び細則は、運営委員会の議決を経てこれを定めることができる。

(守秘義務)

第32条 会員は、協議会あるいは会員相互の守秘事項に関して守る義務と責任を負う。

(施 行)

第33条 本会則は平成 17 年 8 月 25 日から有効とする。